

# 令和8年度ふくしまの高校生英語力診断に関する業務委託 プロポーザル方式募集要領

## 1 業務名

令和8年度ふくしまの高校生英語力診断に関する業務委託

## 2 業務概要

将来を予測することが極めて困難な社会を生きる子どもたちにとって、国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力はこれまで以上に必要となっており、英語を「聞く」「話す」「読む」「書く」4技能のバランスのとれた育成が重要である。

本事業は、県内の県立高等学校29校（以下、実施校という。）の1・2年生に英語4技能を測ることができる民間試験を受験させ、生徒が自身の実力を把握し、目標を設定して学習サイクルを構築するとともに、結果の分析及び検証を通して、英語4技能をバランス良く育成するための効果的な指導と評価を確立させることで、生徒の英語力向上に資することを目的とする。

また、実施校のうち6校（以下、モデル校という。）の1・2年生を対象に、AIを活用したオンライン英語学習を授業などに取り入れることで、生徒の英語学習への意欲を高めるとともに、英語4技能をバランス良く育成する授業づくりを支援し、総合的な英語力の育成を図るものである。

## 3 業務仕様

別紙「ふくしまの高校生英語力診断に関する業務委託仕様書（プロポーザル用）」のとおり

## 4 見積限度額

35,995千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができる体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (7) 国税及び県税を滞納している者でないこと。
  - (8) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
  - (9) プロポーザル実施日前3年間における団体の事業等において、刑法等の法令に違反して処罰等を受けていないこと。
  - (10) 関係法令の手續等を遵守していること。
  - (11) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
  - (12) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

## 6 実施のスケジュール

項目	日程
募集開始	令和8年2月24日(火)
質問受付	令和8年2月24日(火)～3月2日(月)15時まで
プロポーザル参加申込期間	令和8年3月6日(金)15時まで
企画提案書提出期間	令和8年3月13日(金)17時まで
書面審査(1次審査)の実施及び結果の通知	令和8年3月18日(水)
選定委員会(2次審査)の実施	令和8年3月26日(木)
選定委員会結果通知	令和8年3月30日(月)頃
仕様書協議、見積依頼	令和8年4月1日(水)～4月30日(木)
契約	令和8年5月1日(金)以降

## 7 手続きに関する事項

### (1) 質問等の受付

本募集に関し質問がある場合は、以下により、プロポーザル方式募集要領等に関する質問書〔様式1〕を提出すること。

#### ア 受付期間

「6 実施のスケジュールのとおり」

#### イ 提出方法

「1.1 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ、メールで提出すること。また、メールの件名は「【プロポーザル方式質問書】令和8年度ふくしまの高校生英語力診断に関する業務委託」とすること。なお、電話による質問の受付は行わない。

#### ウ 回答方法

質問に対する回答は、高校教育課ホームページに随時掲載して回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

### (2) 参加申込書等の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、関係書類を提出すること。

ア 提出期限

「6 実施のスケジュールのとおり」

イ 提出方法

「11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ電話連絡の上、郵送又は持参にて提出すること。また、封筒に「【プロポーザル方式参加申込書 在中】令和8年度ふくしまの高校生英語力診断に関する業務委託」と朱書のうえ、簡易書留等配達記録が残る方法とすること。

ウ 提出書類

- ①令和8年度ふくしまの高校生英語力診断に関する業務委託プロポーザル方式参加申込書〔様式2〕
- ②納税証明書（国税（その3の3））
- ③納税証明書（県税（一般）・ただし、福島県税が課税されている場合）
- ④会社概要〔任意様式・会社概要パンフレットでも可〕
- ⑤法人登記簿の写しまたは全部事項証明書（登記簿）謄本（申請受付日の3ヶ月以内のもの。）
- ⑥暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書〔様式4〕

エ 結果通知

高校教育課において参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加希望業者へ通知する。

## 8 企画提案書の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

「6 実施のスケジュール」のとおり

(2) 提出方法

「11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ持参または郵送で提出すること。

※持参による提出の受付時間は、以下のとおり。

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の8時30分～17時00分。

※郵送による提出は、電話連絡の上、封筒に「令和8年度ふくしまの高校生英語力診断に関する業務委託企画提案書等在中」の旨を朱書し、簡易書留等配達記録が残る方法とすること。

(3) 提出書類

次の書類を7部提出すること。

ア 企画提案書

○企画提案書には、以下の項目について記載すること。

① 業務内容

提案する業務の概要及びポイントについて説明や企画全体の実施方針、受託事業における独自性や創意工夫した点等の記載

② 業務内容ごとの具体的提案

提案する業務の流れ、実施手法、スケジュール等について具体的に説明

③ 実施体制の説明

本業務を受託した場合の業務執行体制及び配置予定者等を記載（役割、資格、経験等PR事項）

④ 実績、経歴の説明

過去に同種もしくは類似の事業実績があればその実績を説明（事業名、事業主体、契約期間、規模等）

⑤ 特記事項

その他本事業実施における自社の優位性等あれば記載

⑥ 概算経費

当該業務に必要な経費を記載

⑦ 個人情報保護に関する事項

個人情報保護に関する体制を記載

○ 任意様式とする。但し、日本工業規格A4版10ページ以内（表紙除く）とする。

イ 事業経費積算書（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

○ AIを活用した4技能5領域を網羅したオンライン英語学習及び、英語民間試験ごとの単価についても記載すること。

○ 当該業務に必要な経費の見積書を添付すること。

ウ 業務実施体制書〔任意様式〕

○ 主任担当者及び講師について記載すること。また、提携している他団体の人員配置がある場合は、記載すること。

(4) 留意事項

ア 失格又は無効となる場合

○ 提出者が上記5に定める参加資格を満たしていない場合。

○ 企画提案書の経費積算額が、上記4に定める見積限度額を超える場合。

○ 同一の者が二つ以上の提案書を提出した場合。

○ 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、簡易書留等による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。

○ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

○ 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

○ その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

イ その他

○ 提出者は、複数の企画提案書を提出することはできない。

○ 一度提出された書類の変更・差替は、軽微な変更を除き原則として認められない。

○ 企画提案に要する費用は、提出者の負担とする。

○ 提出された書類は返却しない。

○ 提出された書類は、委託候補者の選定作業以外には使用しない。

○ 提出された書類の記載内容等を確認するため、提出者等に問合せることがある。

○ 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。

○ 提出された書類及び添付書類は、情報公開の請求により開示することがある。

## 9 企画提案書の評価基準、審査方法

### (1) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
業務計画及び組織体制	事前事後における対象校へのサポートなど、業務を実施する上で十分な支援の体制があるか。	10点
	テストの実施、返却および分析会等が、計画的で実効性のあるものになっているか。	10点
企画提案内容		
①AIを活用した4技能の向上に向けた学習	生徒のレベルや学校の実態が考慮され、難易度や場面設定が豊富で、4技能を十分にカバーした学習を提供できるか。	10点
	生徒が所有する端末で、学習活動を教室環境及び自宅等で実行できるか。	10点
	AIを活用し、生徒の学習内容に対する適切な応答や評価ができるか。	10点
②英語4技能試験	生徒の英語力の測定を、CEFRに基づいた幅広い範囲で、正確かつ客観的に測定できるか。	10点
	生徒が事前事後に学習できる教材などがそろっているか。	5点
	成績表が生徒の学習改善に資する内容になっているか。	5点
③分析会・研修会	テストの分析が、様々な視点でなされ、実施校における教員の授業改善に資する内容となっているか。	10点
④企画提案	仕様書に記載されていない、活用可能な優れた提案があるか。	10点
専門性	本要領に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について受注実績があるか。	5点
経費	業務経費は適正であるか。	5点
		計100点

### (2) 審査方法

#### ア 書面審査（1次審査）

期限までに提出のあった企画提案書等について書面審査を行い、2次審査対象者（上位3社程度）を選定する。

ただし、各社から参加表明書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が3社程度の場合は、書面審査（1次審査）の実施を省略し、下記イの2次審査へ移行するものとする。

① 書面審査（1次審査）の実施及び結果の通知 「6 実施のスケジュール」のとおり

#### イ 選定委員会（2次審査）の実施

高校教育課が選定した審査委員によるヒアリング審査により、1次審査で選定された対象者から、本業務に最も優れた提案者を選定する。

① 開催日 「6 実施のスケジュール」のとおり

② 開催場所 Zoom ミーティングによる。

※ 開始時刻、ミーティングID等は、別途参加者あてに通知する。

### ③ 方法

- ・ 企画提案書及び事業経費積算書について参加者は10分以内で説明し、審査委員から質疑を5分以内で行う。
- ・ 選定委員会は、公開しない。

#### (3) 委託候補者の決定

- ア 選定委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、委託候補者を決定後、各提案者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の委託候補者が契約締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

#### (4) 結果の公表

選定結果通知日翌日以降に、業務委託予定者の名称を福島県ホームページに公表する。

## 10 契約等に関する事項

### (1) 仕様書の協議等

本業務の業務委託仕様書は、別紙「令和8年度ふくしまの高校生英語力診断に関する業務委託仕様書(プロポーザル用)」を基本として、委託候補者が提出した企画提案書等を踏まえ作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

### (2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。  
なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

### (3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合がある。

### (4) 契約書

福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

### (5) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### (6) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

### (7) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

(8) その他

本事業は、福島県特定原子力施設地域振興交付金を活用して実施するため、契約等の手続きは同交付金の交付決定後に行う。

なお、同交付金が交付されない場合、または、福島県議会により令和8年度予算が議決されない場合には、事業内容を見直すことや事業を実施しないことがある。

また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負わない。

1.1 企画提案書等の提出先・問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県教育庁高校教育課（担当：齋藤）

TEL：024-521-7772 FAX：024-521-7973

E-mail：k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

## **令和8年度ふくしまの高校生英語力診断に関する業務委託仕様書（プロポーザル用）**

### **1 目的**

本仕様書は、「令和8年度ふくしまの高校生英語力診断に関する業務」（以下「本事業」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### **2 事業実施の背景及び趣旨**

将来を予測することが極めて困難な社会を生きる子どもたちにとって、国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力はこれまで以上に必要となっており、英語を「聞く」「読む」「話す」「書く」4技能のバランスのとれた育成が重要である。

本事業は、県内の1・2年生に英語4技能を測ることができる民間試験を受験させ、生徒が自身の実力を把握し、目標を設定して学習サイクルを構築するとともに、結果の分析及び検証を通して、英語4技能をバランス良く育成するための効果的な指導と評価を確立させることで、生徒の英語力向上に資することを目的とする。

また、モデル校にAIを使用したオンライン英語学習を授業などに取り入れることで、生徒の英語学習への意欲を高めるとともに、英語4技能をバランス良く育成する授業づくりを支援することで、総合的な英語力の育成を図るものである。

### **3 委託期間**

委託契約締結の日から令和8年12月18日（金）までの期間

### **4 事業対象**

【英語民間試験実施校（以下、実施校とする。）】

県立高等学校29校の1年生と2年生、約10,800名とする。

【AIを活用したオンライン英語学習導入校（以下、モデル校とする。）】

県立高等学校6校の1年生と2年生、約2,600名とする。

### **5 年間スケジュール**

#### **(1) 英語民間試験の実施（7月1日～8月28日）**

会場：福島県内の県立高等学校（実施校29校）

対象：実施校の1・2年生 10,800名

内容：実施校における運用までに必要な事前指導資料の配付または案内

英語力を4技能別にCEFRレベルで測定できるテストの実施

生徒の英語学習に関する意識調査の実施

#### **(2) AIを活用したオンライン英語学習の導入**

会場：福島県内の県立高等学校（モデル校6校）及び生徒の自宅

対象：モデル校の1・2年生 約2,600名

内容：CEFRレベルの向上を図る、4技能5領域を網羅した学習

#### **(3) 英語民間試験の結果分析**

内容：分析資料作成および印刷

実施校の生徒・教員への成績表の提供  
県教育委員会への成績及び分析結果の提供  
実践事例についての情報提供  
A I を活用したオンライン英語学習との相関等の分析・検証  
生徒の英語力向上に係る情報提供

(4) 分析会及び研修会の実施

日時：令和8年11月26日（木）予定（オンライン開催）  
対象：実施校の英語担当教員及び参加を希望する県内の英語担当教員  
内容：外部講師による最新の英語教育の動向や指導・評価に関する基調講演  
CEFRレベル向上に向けた指導・評価等に関するワークショップ  
授業実践事例の共有

## 6 業務内容

- (1) A I を活用したオンライン英語学習実施業務
- (2) 英語民間試験実施業務
- (3) 英語民間試験分析業務
- (4) 分析会及び研修会実施業務

## 7 成果品等

受託者は、上記「6」の成果品として、次の3点を提出する。

- (1) 令和8年度「ふくしまの高校生英語力診断」業務実績報告書（様式任意）  
A I を活用したオンライン英語学習と英語民間試験の実施状況を区別すること。
- (2) 英語民間試験分析結果報告書（様式任意）
- (3) 事前及び事後指導教材

## 8 その他の条件等

- ・ 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、高校教育課と受託者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
  - ・ 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを高校教育課に申告し、了承を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
  - ・ 個人情報の取り扱いについては、別紙個人情報取扱特記事項により十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。ただし、本事業の目的に鑑み、学力の推移を測るうえで必要となる情報および学習履歴等A I 学習を進める上で必要な情報については、相互の協議により適切に取り扱うものとする。
- (1) A I を活用したオンライン英語学習実施業務
    - ① 生徒が各自の端末を使用して実施できること。
    - ② 授業内で実施する際は、各学校の教室（1教室40名を想定）において一斉に活動ができること。
    - ③ 自宅でも利用可能であること。

- ④ 必要に応じ、申込方法等や運用についての事前説明会等を設定すること。
- ⑤ サービスの利用に係る推奨環境についての情報提供や接続の不具合等に対応できること。

## (2) 英語民間試験実施業務

- ① 各学校を会場として、英語4技能について、CEFR A2及びB1レベルの測定が可能な試験を実施できること。
- ② 英語4技能に係るすべての試験を、授業日に、かつ、4コマ以内程度（1コマ50分単位）で実施できること。試験実施日にやむを得ない理由により欠席した生徒に対して、事後に受験できること。
- ③ 生徒が各自の端末を使用して試験を実施できること。「話すこと」の試験については、ヘッドセットの貸し出しが可能であること。
- ④ 学校の教員が問題冊子及び解答用紙の配付・回収、時間管理等の試験に係る業務を行うことができること。
- ⑤ 生徒の英語4技能を個別に測定でき、全体の成績はCEFR基準に照合することが可能であること。
- ⑥ 実施テストは自治体での複数の採用実績、日本国内及び県内で一定数以上の受験者数があり、データの信頼性が高いものを提供すること。
- ⑦ 試験の各学校での実施に係る一切の業務（申込受付、学校実施日調整、試験実施に係る問合せ、試験資材の送付・返却）を行うこと。
- ⑧ データ分析及び効果的な指導法の検討、実践、検証等を鑑み、上記4の生徒に対して、試験を7月1日～8月28日に遺漏なく実施できること。
- ⑨ 実受験者数を、10月下旬までに報告できること。
- ⑩ 生徒が試験を受験するに当たり、生徒向けに紙・音声・WEBなど事前及び事後指導教材を案内できること。
- ⑪ 試験結果（生徒個人用及び学校用）を、試験実施日から2ヶ月以内に遺漏なく各学校へ送付できること。
- ⑫ 生徒個人用の試験結果については、紙媒体で提供でき、英語4技能別ごとの得点や生徒のCEFR基準を示すことができるとともに、具体的な英語学習のアドバイスが記載されている等、生徒の英語学習の質的改善につながる工夫がなされていること。
- ⑬ 学校用の試験結果については、4技能ごとにデータを分析し提供するとともに、併せて効果的な指導法を具体的に提示できること。なお、学校用の試験結果を、各学校及び委託者に紙媒体2部及びデータで提供できること。
- ⑭ 受験後、結果概要をまとめた学校用及び生徒用分析結果が各校に提供され、技能別に全国結果との比較や改善に向けたアドバイスがされていること。
- ⑮ 試験結果を学校ごとにまとめ、学校別、県全体、AIを活用したオンライン英語学習の実施との相関など様々な分析結果を委託者へ提出すること。
- ⑯ 実施校へのテストに関わる機材等の手配、送付及び回収は、受託者が行うこと。
- ⑰ 受験に係る推奨環境についての情報提供や接続の不具合等に対応できること。

## (3) 英語民間試験分析業務

- ① 実践事例の作成及び印刷は本委託業務の内容に含むこと。

② 生徒の英語力について、CEFRレベルなどを用いて、幅広い範囲を正確かつ客観的に測定できること。

(4) 分析会及び研修会実施業務

① テスト結果返却後に民間試験実施校の担当教員を対象に研修会を実施すること。

② 授業改善や学習評価の改善につながるように、研修の在り方を提案し、委託者の求めに応じて実施すること。

③ 委託者の求めに応じて打ち合わせ等を行い、外部講師の手配や内容についての助言を行うこと。

④ 研修会に係る資料の作成及び印刷は本委託業務の内容に含むこと。

⑤ 研修会に係る外部講師の謝金等の支払いは、委託者が行う。

⑥ 研修については以下の通りとする。

- ・英語民間試験結果分析について説明
- ・英語4技能を育成するための指導・評価等に関するワークショップ
- ・外部講師による最新の英語教育の動向や指導・評価に関する基調講演（生成AIの教育利用の事例等の紹介等）